

リンクスの 事業再生現場

レポート 第98回

Rincs (株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F
TEL : 028-634-5088
Mail : info@rincs.biz
URL : http://www.rincs.biz/

【経営者保証ガイドライン】

今般の台風により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私共も微力ながら、被災したクライアント先の事業の再開に向けて清掃や後片付けをお手伝いしてきましたが、突然の災いに言葉もありませんでした。また、未だに事業再開が出来ずにご苦労されている方々も多いと思います。店舗什器が流されたり、設備が故障したり、一朝一夕には解決できない問題が重くのしかかっていることとお察しいたします。

被災された事業者のために、各種支援策が打ち出されています。日本政策金融公庫からは災害復旧貸付、保証協会からは災害関連保証として通常の保証限度額とは別枠で無担保最大8千万円の保証が受けられます。また、被災したリース物件のリース料支払いについては、公益法人リース事業協会に相談窓口が設けられています。

被災された方々の事業の再建を応援したいものですが、その一方で、誠に残念なことに、再建を断念し廃業に向かうとの話を聞くことが多くなっています。

先日、NHKスペシャルにて「大廃業時代」が放映され、円満な死に導く「おくりびと」(廃業に導くコンサルタント)が紹介されました。事業の継続に危機感を感じ、倒産に追い込まれる前に、取引先や金融機関に迷惑をかけずに廃業した事例が紹介されていました。平和な廃業のためには決断を早くすることがコツだと纏めていましたが、おそらく、紹介された事例のように全てがうまく

いく廃業など、レアケースと思われます。仕入先等には迷惑を掛けずとも、借入金が残ってしまうことが多いのではと思います。借金があるから事業をやめられない状態です。事業を止めたら、借金の返済が滞って、担保の自宅が処分されてしまうのですから、簡単に廃業など出来ません。

そういった中小事業者の課題を受けて、「経営者保証に関するガイドライン」が定められています。これは、政府が推進する「日本再興戦略」の一環であり、強制力はありませんが、自主的なルールとして位置付けられています。

「経営者保証に関するガイドライン」と言えば、経営者保証を取らない貸出が有名ですが、もう一つの柱として、事業再生時や廃業時において、一定の生活費や自宅を残したうえで、返済しきれない保証債務について免除することを定めています。

なぜこのようなガイドラインが定められたのでしょうか。会社が破産した場合、経営者個人も破産し自宅も失ってしまいます。そのリスクが中小事業者の思い切った事業展開や、早期の事業再生を阻害しているという現実があり、国は、積極的な事業展開を推進したく、そのネックとなっている個人保証の負担を少しでも軽減させようとしているのでしょう。

まだまだ一般的ではありません。実際に活用するには時間と手間が必要ですが、メリットは大きいはずです。

こういった制度があることを頭の片隅においていただき、もしもの際には思い出していただければ幸いです。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。